

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から57年3月まで

申立期間については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金へ加入するまで2年ほどの期間が未納のままとなっていたが、昭和51年又は52年頃にA市役所で同市の職員に未納期間を納付することを勧められて、2か月分ずつ1年ほどかけて約2年間の国民年金保険料を遡って納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金へ加入するまで2年ほどの期間が未納のままとなっていたが、昭和51年又は52年頃にA市役所で同市の職員に未納期間を納付することを勧められて、2か月分ずつ1年ほどかけて約2年間の国民年金保険料を遡って納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、58年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、56年10月から57年3月までの期間については、遡って納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録及び上記国民年金手帳記号番号の払出時期からすると、申立人は、申立期間直後の昭和57年4月から58年3月までは過年度納付をしたものと推認され、約2年間分の国民年金保険料を納付したとする申立人の申述には信憑性^{ひようせい}が認められる上、6か月と短期間である、56年10月から57年3月までの期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、58 年 12 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、50 年 10 月から 56 年 9 月までは時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

申立期間について、私と夫は、私の父が経営する会社に昭和 60 年 9 月末まで勤務していたが、父が会社経営を辞めることになり、夫は夫の兄が経営する会社に入社することになった。しかしながら夫の兄の会社は厚生年金保険に加入していなかったため夫婦で国民年金へ加入することになり、A 市役所 B 所（現在は、C 市役所 D 支所）において、夫婦で国民年金の加入手続をして、初めての国民年金保険料は同支所で納め、その後は私が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付し、後に銀行口座から引き落としの手続をして納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A 市役所 B 所において、厚生年金保険から国民年金への切替手続を夫婦で行い、初めての国民年金保険料は同支所で納め、その後は申立人がその夫と二人分の保険料を金融機関で納付して、後に銀行口座から引き落としをしたとしている。このことについて、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 11 月頃、夫婦連番で払い出されたと推認される上、オンライン記録及び A 市保管の申立人とその夫の「国民年金保険料検認全リスト」において、申立人とその夫の国民年金保険料は同一日に納付されていることが確認できることから、申立人の申述に不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和 61 年 11 月頃、払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付

できる期間である上、申立人とその夫が6か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

申立期間について、私と妻は、妻の父が経営する会社に昭和 60 年 9 月末まで勤務していたが、妻の父が会社経営を辞めることになり、私は私の兄が経営する会社に入社することになった。しかしながら私の兄の会社は厚生年金保険に加入していなかったため夫婦で国民年金へ加入することになり、A市役所B所（現在は、C市役所D支所）において、夫婦で国民年金の加入手続をして、初めての国民年金保険料は同支所で納め、その後は妻が夫婦二人分の保険料を金融機関で納付し、後に銀行口座から引き落としの手続をして納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A市役所B所において、厚生年金保険から国民年金への切替手続を夫婦で行い、初めての国民年金保険料は同支所で納め、その後は申立人の妻が、申立人とその妻の二人分の保険料を金融機関で納付して、後に銀行口座から引き落とししたとしている。このことについて、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 11 月頃、夫婦連番で払い出されたと推認される上、オンライン記録及びA市保管の申立人とその妻の「国民年金保険料検認全リスト」において、申立人とその妻の国民年金保険料は同一日に納付されていることが確認できることから、申立人の申述に不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和 61 年 11

月頃、払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付できる期間である上、申立人とその妻が6か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
私は、結婚後の昭和 52 年 11 月に国民年金への任意加入手続を行い、国民年金第 3 号被保険者になる直前の 61 年 3 月まで保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、結婚後の昭和 52 年 11 月に国民年金への任意加入手続を行い、国民年金第 3 号被保険者になる直前の 61 年 3 月まで保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から申立人の申述のとおり 52 年 11 月頃に払い出されたと推認される上、申立人の年金手帳から任意加入手続日は 52 年 11 月 17 日と確認できることから、申立期間は保険料を納付可能な期間であるとともに、申立人の申述は信憑性が高い。

また、申立人は、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間当時の生活状況に変化は見られないなど、申立人が保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間前の昭和 52 年 11 月に国民年金に任意加入し、現在まで申立期間を除き保険料を全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月

私の国民年金については母が管理していたが、私が昭和 46 年*月に 20 歳になった頃に国民年金の加入手続をして保険料を納付したはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年*月に 20 歳になった頃にその母が国民年金の加入手続をして申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによって、46 年 4 月頃に払い出されていると推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付可能な期間である。

また、申立人は、申立期間を除いて未納期間は無い上、その母は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳に達するまでの保険料を全て納付しており、国民年金に対する納付意識は高かったことが認められ、1 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年4月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、同年4月から同年8月までの期間を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年10月から13年11月まで
有限会社Aに勤務した期間のうち、平成6年頃に会社側から固定給で50万円支給すると伝えられ、妻とも相談して家を新築したが、ねんきん定期便から標準報酬月額を確認したところ、逆に下がっているのので、調査して正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる申立人の保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、B市役所から提出された申立人に係る平成11年分から13年分までの課税証明書の社会保険料控除額から、推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を試算したところ、申立期間のうち、12年分については、標準報酬月額41万円に相当する厚生年金保険料が10か月にわたり控除

(翌月控除)されていたと認められること、及びオンライン記録によると、11年10月の定時決定で41万円とされた標準報酬月額が12年4月の随時改定により34万円とされているにもかかわらず、当該記録は同年8月23日付けで処理されていることから判断すると、同年4月以降も従前の41万円に相当する保険料額が、事業主により給与から控除されていたと推認できる。

したがって、申立期間のうち、平成12年4月から同年8月までの標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要と認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としている上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成11年1月1日から12年4月1日までの期間及び同年9月1日から13年12月1日までの期間の標準報酬月額については、前述の申立人に係る11年分から13年分までの課税証明書の社会保険料控除額から、給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から11年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、有限会社Aは既に廃止しており、申立期間当時の給与支払台帳等が保存されていない上、同僚等からも保険料控除に係る明確な供述が得られず、このほか、当該期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における被保険者資格喪失日に係る記録を昭和57年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月31日から同年8月1日まで
昭和53年4月1日にA株式会社に入社し、同社B支店に配属になり、57年8月1日付けで同社本店C営業所に転勤になったが、入社以来平成18年10月31日に退職するまで継続して同社に勤務していた。

申立期間の厚生年金保険料は控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主提出の在籍証明書及び人事記録等から判断すると、申立人は、申立期間も含めてA株式会社に継続して勤務し（昭和57年8月1日にA株式会社B支店から同社本店管轄である同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載の被保険者資格喪失時の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の関係資料を保管していないことから不明としているが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和57年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日

と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月1日から18年9月1日まで
株式会社Aにおける厚生年金保険の加入記録によると、申立期間の標準報酬月額は18万円となっているが、当該期間の月給額は約26万円で、給与から控除されていた厚生年金保険料額は月1万8,574円（標準報酬月額26万円に相応する額）だったので、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支給明細書及び事業主提出の賃金台帳の記載から、申立期間において、申立人の給与から標準報酬月額26万円に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したかは不明であるが、申立人の標準報酬月額を18万円とする届出を行った後に、26万円に訂正する届出を行ったと主張しているところ、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の「決定後の標準報酬月額」欄には「18万円」と記載されており、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届。手書きで「訂正届」と記載有り。）には、「決定後の標準報酬月額」欄の「26万円」との記載に二重線が引かれ、その上の方に「18万円」と記載（事業主提出の厚生年金保険被保険者報酬決定通知書（訂正届）にお

いて、赤字で「18 万円」と記載。) されており、「報酬月額」欄には標準報酬月額 18 万円に相当する額が記載されていることから判断すると、社会保険事務所(当時)における 18 万円に係る標準報酬月額の決定は適正に行われたものと認められることから、社会保険事務所は申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日及びC株式会社D工場における資格取得日に係る記録を昭和22年11月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を同年9月及び同年10月は200円、同年11月は600円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月15日から同年12月1日まで

私は、A株式会社に昭和21年9月3日に入社し（本採用は、同年9月22日）、22年11月に同社の関連会社であるC株式会社D工場に出向した。

しかしながら、昭和22年9月15日から同年12月1日まで、厚生年金保険の加入期間に空白がある。両社には継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB株式会社の退職金計算書によると、申立人の採用年月日は昭和21年9月22日、退職年月日は55年6月17日とある上、事業主も、申立人は21年9月22日から60年6月17日まで勤務していたと回答していることから、申立人は、申立期間において継続して勤務していたことが確認できる。

また、雇用保険の記録から、申立人は、B株式会社において、申立期間に係る昭和22年11月1日（失業保険制度発足）に資格を取得していることが確認できる。

さらに、B株式会社が提出した申立人に係る人事記録には、「22.11.24

にD工場勤務を命ず（E職）」の記載がある上、申立人提出の日誌帳にも、昭和22年11月25日に「C株式会社D工場長に赴任の挨拶をすます。」の記述がある。

以上のことから、申立人は、昭和22年11月24日までA株式会社に勤務し、同年11月24日からC株式会社に勤務していたことが認められる。

加えて、申立人が記憶している複数の同僚も、申立人と同じ日（昭和22年11月1日）にB株式会社において雇用保険の資格を取得しており、当該同僚は、申立期間において、同社の厚生年金保険に加入していることを踏まえると、申立人についても、当該同僚と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和22年11月24日にA株式会社からC株式会社D工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和22年9月及び同年10月は200円とし、C株式会社D工場の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同年11月は600円とすることが妥当である。

なお、B株式会社が申立人に係る昭和22年9月及び同年10月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B株式会社は不明としている上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、C株式会社が申立人に係る昭和22年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に死亡していることから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、両事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん特別便で自分の年金記録を確認したところ、入社1年目の厚生年金保険の加入月数が11か月になっていた。現在勤務しているB社の人事部に問い合わせたが、昭和51年4月1日にA社C支社から同社D支社に異動になった際に、事務担当者が誤った届出をしたために1か月分加入月数が不足しているとのことであった。

この期間は継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険記録及びB社提出の人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年4月1日に同社C支社から同社D支社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年2月のオンライン記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が資格喪失日を昭和51年3月31日と届け出たことが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和47年8月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月又は同年4月頃から48年1月1日まで

昭和47年3月又は同年4月頃からC市のA社D支店に勤務し、同年12月末日まで在籍していたが、その間の厚生年金保険の記録が無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、昭和47年8月1日から同年11月1日までの期間について、B株式会社は、同社E支社所属の営業職員として在籍していた申立人と同姓同名、同生年月日の職員の記録があり、その職員の資格歴は、47年5月6日F職員（入社）、同年8月1日職員登用、同年11月1日G職員、48年8月8日退職となっており、厚生年金保険被保険者資格取得日は47年8月1日、資格喪失日は同年11月1日と記録されていると回答しているところ、申立人が供述している申立期間当時の申立人の業務内容及び勤務場所等がこの記録と符合することを踏まえると、当該記録は申立人の記録であると推認できることから、申立人が当該期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名、同生年月日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和47年8月1日、資格喪失日は同年11月1

日)が確認できる上、その資格喪失日は、申立人の国民年金の被保険者資格再取得日と一致する。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、上記の記録のほかに申立人と同姓同名、同生年月日の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年8月1日に被保険者資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該未統合となっている被保険者記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立人の申立期間のうち、昭和47年3月又は同年4月頃から同年8月1日までの期間及び同年11月1日から48年1月1日までの期間について、B株式会社によれば、申立期間当時は入社後3か月間から6か月間は研修期間であり、研修期間終了後に正職員となり、その時点から厚生年金保険にも加入させていたとしている上、G職員は厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

また、申立期間に係る申立人の雇用保険の記録は無い上、申立期間の保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和47年3月又は同年4月頃から同年8月1日までの期間及び同年11月1日から48年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっているが、給与額は 36 万円であったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 10 年 3 月 31 日より後の同年 4 月 14 日付けで、遡って 9 年 10 月 1 日の定時決定が処理され、従前の標準報酬額（36 万円）よりも著しく低い 9 万 2,000 円と算定処理されている。

また、上記算定処理日に近接する平成 10 年 4 月 22 日に株式会社Aの事業主が遡及して複数年の定時決定を取り消され、訂正処理されている上、同年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者 6 人全員が申立人と同様に処理されていることが確認できる。

さらに、株式会社Aの当時の経営状況等について同僚数人に照会したところ、複数の者が「会社の経営状態が悪化し、保険料の滞納があったことから厚生年金保険の被保険者資格を喪失させられ、給与の遅配もあった。」と供述している。

加えて、年金事務所からは、「申立期間に係る滞納処分票等はないが、資格喪失日が平成 10 年 3 月 31 日である者の 9 年 10 月 1 日の標準報酬月額が全員 9 万 2,000 円となっており、10 年 4 月 14 日に処理されていることから、事実在即した決定であるとは言い難い。」との意見提出があった。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該処理を行う合理的な理由は無く、当該標準報酬月額に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成9年9月の標準報酬月額に係るオンライン記録から、36万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年8月から同年12月までを20万円、13年1月から同年11月までを17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年8月1日から13年12月29日まで
有限会社Aに勤務していた期間の基本給の金額は20万円であったと記憶しているが、厚生年金保険の記録において、標準報酬月額が平成12年8月から14万2,000円、13年10月から13万4,000円に減額されている。市民税県民税納税通知書、所得等の明細書を提出するので、給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る市民税県民税納税通知書及び所得等の明細書から、社会保険（厚生年金保険、健康保険、介護保険及び雇用保険）料の控除額が、平成12年においては申立人の主張する標準報酬月額（20万円）に見合う額以上の額、13年においては申立人の主張する標準報酬月額（20万円）に見合う額とほぼ同額であることが確認できる上、申立人の同僚が提出した給与支払明細書において、12年7月の随時改定により標準報酬月額が減額改定されているにもかかわらず、厚生年金保険料の控除額は、随時改定の前後において減額されず一定であることが確認できる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又

は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、市民税県民税納税通知書及び所得等の明細書から、申立人の給与額が平成12年においては年額246万5,000円(月額20万5,416円)、13年においては年額205万円(月額17万833円)であることが確認できることから判断すると、申立人の標準報酬月額を12年8月から同年12月までは20万円、13年1月から同年11月までは17万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、市民税県民税納税通知書及び所得等の明細書において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)において記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、市民税県民税納税通知書及び所得等の明細書において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格の取得日に係る記録を昭和52年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年6月1日から同年7月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の記録が確認できないと言われた。

昭和34年8月にA株式会社に入社し、途中で所属が子会社のB株式会社変わったことはあるが、平成5年6月に退職するまで、継続して勤務していた。申立期間は、同社C事業所に勤務しており、勤務条件に変更は無く、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずで納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA株式会社人事課が発行した文書、同社の総務担当者及びB株式会社の総務担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社及び関連会社に継続して勤務し（B株式会社からA株式会社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の被保険者記録から、昭和52年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和52年7月の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、事業主は申立人の被保険者資格取得日を昭和 52 年 7 月 1 日と届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 6 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年5月1日から同年7月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から同年5月1日まで
② 平成6年5月1日から同年7月30日まで

平成6年4月1日に株式会社Aに入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年5月1日となっている。

また、同社に勤務した期間のうち、平成6年5月及び同年6月の標準報酬月額が、支給されていた給与の額と相違している。

申立期間について正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける同期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する14万2,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年7月30日より後の同年8月8日付けで、当該期間の標準報酬月額を8万円に遡って訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、期間は異なるものの平成6年8月8日付けで、当該事業所の代表者及び複数の同僚についても、申立人と同様に遡って標準報酬月額の減額処理がなされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該処理を遡って行う合理的理由は無く、申立期間②における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、14万2,000円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間①については、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が株式会社Aに勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録から、同社において平成6年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は、申立人のほかに一人いることが確認できるが、その者の雇用保険被保険者記録の取得日は、申立人と同日の同年4月1日となっている上、申立人と同じB営業所に勤務していた別の同僚一人は、「同社において、厚生年金保険被保険者資格を5年11月1日に取得したが、勤務したのは同年10月からである。」と供述している。

また、事業主は、申立期間①に係る照会において、当時の資料が無く不明と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年7月を38万円、同年8月を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年6月30日
② 平成18年6月から同年10月まで

私の厚生年金保険被保険者記録には、平成18年6月30日の標準賞与の記録が抜けているが、賞与から厚生年金保険料が控除されているので、加入記録として認めてほしい。また、同年7月から同年11月までに支給された給与から控除された厚生年金保険料額は、被保険者記録に記載されている保険料額より多くなっている。給与から控除された保険料額にあわせて、同年6月から同年10月までの標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が保管する株式会社Bの給与明細書により、当該期間に控除された厚生年金保険料は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に対応した保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認できる。

また、当時、当該事業所において、給与計算及び社会保険関係事務を担当していたA氏は「申立てに係る資料を検証すると、平成18年12月支給の給与において、誤って控除した同年6月から同年10月までの厚生年金保険料の1か月分は精算されているが、残りの4か月分については精算処理が行われていないようだ」と供述していることから、申立期

間②のうち、誤って控除した同年6月の厚生年金保険料については返金処理が行われているが、誤って控除した同年7月から同年10月までの保険料については返金されていないと推認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立期間②のうち、平成18年7月は38万円、同年8月は41万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、誤控除した平成18年6月の厚生年金保険料については返金処理が行われていること、並びに同年9月及び同年10月については報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額の範囲内であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の平成18年7月及び同年8月に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主から供述が得られないが、当該期間のC基金の加入員台帳における標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、C基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、当該控除されていたと認められる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人が保有する株式会社Dの平成18年6月30日支給「06年ナツ月分の給料・賞与明細書」から、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、申立人は、平成18年6月1日に株式会社Dの被保険者資格を喪失し、同日に当該事業所の事業譲渡先である株式会社Bで厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、賞与が支給された同年6月30日は株式会社Dにおいて、厚生年金保険被保険者ではなかったことが確認できる。

また、当時、当該両事業所において、給与計算及び社会保険事務を担当していたA氏は、「平成18年6月30日に支給された賞与については、旧会社の株式会社Dからの支給であり、申立人は、賞与支払時に厚生年

金保険被保険者資格を喪失していることから、同社が申立人について賞与に係る届出及び保険料の納付の必要は無いとのことを保険者に確認し、厚生年金保険料などを控除しないことにしたが、事務処理の誤りで控除が行われた。そのため、誤って控除した保険料については、同年7月25日に振り込むことにした。」と供述しているところ、申立人の預金通帳から、誤って控除した厚生年金保険料等から所得税を引いた金額が同年7月25日に振り込まれていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成18年6月30日は、申立人が株式会社Dにおいて、厚生年金保険被保険者とはならない月であり、当該賞与については、保険料の徴収対象とならないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場における資格喪失日及び同社C支店（昭和45年12月1日にD本社に名称変更）の資格取得日に係る記録を45年1月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月27日から同年2月1日まで

私の株式会社Aでの厚生年金保険被保険者記録は、B工場からC支店E事務所（その後、D本社）への転勤時に1か月の欠落期間がある。同社には昭和36年4月から平成13年11月まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の欠落期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当該事業所から提出された在籍証明書及び申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、株式会社Aに昭和36年4月から平成13年11月まで継続して勤務し（昭和45年1月26日に同社B工場から同社C支店F事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社AのC支店の事業所別被保険者名簿の昭和45年2月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和41年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月25日から同年6月1日まで

申立期間については、昭和41年5月に有限会社Bを閉鎖し、株式会社Aに戻った際の厚生年金保険の記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Bの当時の経理担当者及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、有限会社B及び同社の親会社である株式会社Aに継続して勤務し(昭和41年5月*日に有限会社Bから株式会社Aへ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万2,000万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており当時の人事関係資料も無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでな

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年7月2日の標準賞与額に係る記録を65万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月2日

A株式会社において、平成16年7月2日に賞与の支給があったが、賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、オンライン記録では標準賞与額の記録が無い。調査して標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額65万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年12月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を40年12月24日に、資格喪失日に係る記録を41年1月1日に訂正し、40年12月の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月24日から41年2月12日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。しかし、昭和40年12月にA株式会社C工場がD地に移転した際にD地へ転勤し、引き続いて44年2月まで一貫して同社に勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、同僚が所持する同僚の昭和40年11月から41年2月までの給与支払明細書及び同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務していたことが認められる上、事業主の回答から、当該事業所における厚生年金保険料の控除の方法は、翌月の給与から控除する方法を採用していると認められるところ、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるのは40年11月から41年1月までの給与支払明細書であることから、申立期間のうち、40年12月24日から41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和41年2月の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、3万6,000円とすることが妥当

である。

一方、事業所索引簿によれば、A株式会社B工場は、昭和41年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同僚の記録や供述から、適用事業所となった時点で少なくとも被保険者も34人おり、申立期間当時も申立人の同僚が5人以上いたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社B工場は、申立人の申立期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年12月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間については、当該事業所における厚生年金保険料の控除の方法は、翌月の給与から控除する方法を採用していると認められるところ、上記の同僚の同年1月分に係る給与支払明細書では、厚生年金保険料が控除されておらず、このほか、当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、これを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで

私は、結婚を契機に会社を辞め、A市役所本庁へ行って国民年金の加入手続をした。国民年金保険料については、A市内にあるB郵便局で毎月納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機に会社を辞めた昭和45年5月頃、A市役所本庁で国民年金に加入し、A市内にあるB郵便局で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧であり、加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金手帳記号番号の払出状況及び国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和46年5月頃、払い出されたと推認でき、その払出時点からすると、申立期間は過年度納付が可能な期間となるが、申立人は、遡った期間の保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から60年3月まで

昭和59年9月からA職として勤めていた期間は母が国民年金に加入して、保険料を納付してくれたが、その期間が未加入となっている。私と同様に母が保険料を納めていた姉は、臨時採用期間の国民年金の記録が抹消されていたが記録が回復されており、私も姉同様に記録が抹消されたに違いない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金に加入して保険料を納付してくれたとしているが、その母は既に他界しており、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から13年3月までの期間及び13年12月から15年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年9月から13年3月まで
② 平成13年12月から15年9月まで

私は平成20年9月頃送られてきた「ねんきん特別便」を見て、納めたはずの申立期間が未納となっているのに気付いた。

私は国民年金の加入手続や保険料納付については良く覚えていないが、国民年金及び国民健康保険には加入しなければならないと思っていたので、加入手続を行ったはずであり、保険料も納付書が送られてくれば銀行か郵便局かコンビニで納めたはずである。申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、平成13年4月16日に国民年金被保険者資格を喪失し、19年5月1日に資格を再取得するまで国民年金に未加入であることがオンライン記録から確認でき、当該期間は、制度上保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から55年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年12月から55年7月まで
昭和48年12月に結婚して、A市（現在は、B市）に転入した際に、A市役所で転入手続と一緒に国民年金の加入手続をしたと思う。
加入手続の状況や保険料をどのように納めたのか良く覚えていないが、未納期間は無いと思っていたのに申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月に結婚し、A市役所において国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人は、加入手続や保険料納付の記憶が曖昧で加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年8月頃に払い出され、払出時点において、35年10月1日の国民年金被保険者資格取得及び38年12月28日の資格喪失の記録が追加されたと推認され、申立期間の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、現在所持している年金手帳が48年頃、加入手続をした時に交付された手帳であるとするなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から56年3月まで
昭和51年*月に20歳になった時、母から国民年金は義務だからと言われたので、A市役所で私が国民年金の加入手続を行った。
保険料は母が近くの市役所出張所でつづりになった納付書により毎月納めてくれた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年*月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料はその母が市役所の出張所で納付したと主張しているが、加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号払出状況及びA市の国民年金被保険者名簿に受付年月日として、「56.5.15」と記載されていることから、昭和56年5月頃に払い出されたと推認され、払出時点では申立期間の大部分は時効により国民年金保険料は納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、国民年金保険料をつづりになった納付書により毎月納付したとしているが、A市では、昭和50年4月から59年3月までは3か月分徴収のはがき形式の納付書を4半期ごとに郵送していたとしていることから、申立人の申述と異なる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から58年12月まで

申立期間当時、家業として「A業」を営んでおり、申立期間の国民年金保険料は、母が納税組合の集金人に家族の分をまとめて定期的に納付したはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その母が納税組合の集金人に家族の分をまとめて定期的に納付したはずであると申述しているが、申立人の国民年金の加入手続をして申立期間の保険料を納付したとするその母の申立人に係る国民年金の加入時期、国民年金保険料の納付期間、納付金額等に関する記憶が明確ではなく、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和59年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、49年12月から56年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、57年1月から58年12月までは遡って保険料を納付する期間であるが、申立期間直後の59年1月から60年3月までの期間を61年4月10日に納付していることが確認でき、当該時点では、申立期間は時効により納付できない上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、B市から市外に転出したことは無く、同市において、109か月と長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難

い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

私が、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることを知ったのは、厚生年金保険に再加入した平成3年4月頃で、なぜ未納になったのか分からないままになっていた。その後、A市（現在は、B市）に引っ越した4年12月頃、夫から2年の制限を超えて納付できるかもしれないので市役所で相談するように言われ、A市役所C所（現在は、B市役所D支所）に出向き、窓口で申立期間の国民年金保険料は納付可能だとの説明を受けた上で、同出張所窓口で、金額は覚えていないが遡って一括納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成4年12月頃、A市役所C所で金額は覚えていないが遡って一括納付したとしている。しかしながら、申立人が国民年金保険料を一括納付したとする4年12月時点では、制度上、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の主張は当時の取扱いと一致しない。

また、申立人が所持している国民年金手帳では、昭和63年5月1日に国民年金第1号被保険者の資格を取得した後、平成元年4月1日に資格を喪失した記録が横線で取り消され、2年4月6日に資格を喪失した記録となっているところ、オンライン記録では、4年9月22日に「平1.4.1」、「喪失」及び「理由、第2号被保険者該当（厚生・共済年金加入）」の記録が、「平2.4.6」、「喪失」及び「理由、第2号被保険者該当」に訂正されていることが確認できる。これについて、申立人が厚

生年金保険被保険者となったのは、2年4月6日であり、どのような経緯により元年4月1日に申立人が第1号被保険者資格を喪失したと認定されたのかは不明であるが、申立期間は、保険料の未納期間に訂正された4年9月22日までの間は、未加入期間として記録されていたことから、制度上保険料を納付することはできなかつたと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 59 年 9 月まで

私は昭和 57 年 3 月に結婚し、それ以降は、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料については、一緒に納付していた夫は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 3 月に結婚し、それ以降は、その夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、その夫から申立人の国民年金の加入手続、申立期間の保険料額、納付方法等について具体的な証言は得られず、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 61 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、57 年 3 月から 59 年 3 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、上述の国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの期間は、国民年金保険料を納付することができるが、申立人の夫は、納付時期は定かでないものの申立人の時効にかからない 2 年分の保険料を遡って納付したことがあると証言しているところ、A 町（当時）国民年金収納記録カードにおいて、61 年 11 月 26 日に当該時点で遡って納付できる限度の 59 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の保険料を

納付していることが記載されている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 20 日から 46 年 11 月 25 日まで
従兄弟の紹介で入社し、申立期間は、A地にあるB有限会社に勤務していたが、同社での厚生年金保険の記録が無い。業務の内容は、C業務をしていた。会社を辞める時に、年金手帳を会社から持ってきた覚えがあり、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B有限会社の現事業主が、「申立人が当社に勤務していたことを覚えている。」と供述し、昭和 41 年 12 月から平成 23 年 1 月まで同社に勤務していた同僚が、「44 年 4 月から 46 年 11 月頃まで申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから、申立期間について、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、B有限会社が、初めて厚生年金保険（社会保険）の適用事業所となったのは、昭和 50 年 6 月 1 日からであり、同社は申立期間に厚生年金保険の適用を受けていないことが確認できる。

また、現事業主は、「昭和 50 年 6 月 1 日前に、当社が違う事業所の名称等で社会保険に加入していたことはない。同日以前は、先代社長以下、会社の全員が国民健康保険と国民年金に加入していたはずである。自分も同日より前から会社を手伝っていたが、その時には社会保険には加入していない。当然、保険料の控除は一切されていない。」と回答している上、同社の先代社長とその妻の取締役は、38 年 4 月から国民年金に加入し、同社が適用事業所となった 50 年 6 月 1 日の前月までの期間について、全

ての月の国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人に会社を紹介したその従兄弟の同社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 50 年 6 月 1 日からであることが確認できるとともに、同氏は、「会社が社会保険に加入する前は、国民健康保険に加入して保険証をもらっており、給与から保険料の天引きはされていなかった。」と供述している上、48 年 4 月から国民年金に加入し、同社が適用事業所となるまでの期間について、全ての月の国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

なお、申立人の雇用保険被保険者記録は、前後に勤務した事業所における被保険者記録は確認できるものの、同社における雇用保険被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月28日から同年3月1日まで
② 平成8年10月21日から9年1月2日まで

ねんきん定期便で、申立期間が厚生年金保険に未加入であることを知った。申立期間①は株式会社A、申立期間②は株式会社B（現在は、株式会社C）に勤務していたので、調査して、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間に株式会社Aで勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業主から提出された賃金台帳では、申立期間①に係る最終支払給与分から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②については、株式会社Cは、申立人が在籍していたか否かについては資料が保存されていないことから不明としており、申立人が当該期間に当該事業所に勤務していたことが確認できない。

また、当該事業所に係るオンライン記録により、申立期間②において被保険者記録がある者のうち、連絡先が確認できた同僚 17 人に照会し 6 人から回答を得られたが、申立人の当該期間当時の勤務状況等について確認することができなかった。

さらに、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで
② 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
⑥ 昭和 49 年 7 月 1 日から 50 年 9 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間の標準報酬月額が当時支払われた給与額と相違しているので、訂正してほしい。当該期間はA株式会社（現在は、B株式会社）に在籍し、給与額は当時の標準報酬月額表で最高等級に相当する金額を受け取っていた気がする。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間に係る標準報酬月額が申立期間①は8万円、申立期間②は9万2,000円、申立期間③は11万円、申立期間④は12万6,000円、申立期間⑤は15万円、申立期間⑥は18万円になっているが、申立人は、申立期間①及び②は10万円、申立期間③及び④は13万4,000円、申立期間⑤及び⑥は20万円と当時の標準報酬月額の最高等級額であったと主張している。

しかしながら、B株式会社及びC組合は、申立期間当時の関係書類を保存しておらず、申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認して

も、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立人が申立てどおりの厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月から 37 年 5 月 2 日まで
株式会社AでB業務をして勤務した申立期間は、厚生年金保険の加入記録が無い。当時勤務していた証拠として会社で撮影した社員集合写真を提出する。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚 11 人に照会したところ、そのうちの一人が、「申立人は、株式会社Aに勤務していたが、勤務期間は不明である。」と供述していること、及び申立人が提出した写真から、申立人が株式会社Aに期間は特定できないが、勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、株式会社Aが最初に厚生年金保険の適用事業所になった日は昭和 29 年 4 月 1 日、適用事業所でなくなった日は 32 年 2 月 26 日であり、次に適用事業所となった日は 38 年 8 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当時の当該事業所の総務部長は、「自分は、株式会社Aに昭和 33 年 4 月に入社したが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは 38 年 8 月 1 日以後である。」と供述している。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除していたか否かについては供述が得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③において厚生年金保険被保険者となることができない個人事業所の事業主であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月15日から38年2月20日まで
② 昭和39年6月27日から55年10月1日まで
③ 昭和55年10月1日から60年7月1日まで

私は、昭和36年1月15日からA市にあったB社（現在は、C株式会社）に社長代理として勤務した。しかし、厚生年金保険の記録は、38年2月20日からになっている。私はその約2年前から勤務していたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。また、申立期間②及び③については、有限会社としてD社（現在は、株式会社E）を設立しているので代表取締役であっても厚生年金保険に加入できたはずだ。なぜ加入記録が無いのか、調査して記録を直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和36年1月15日からB社に勤務していたと主張しているが、当該事業所の現事業主は、「自分が事業主になったのは48年3月1日からであり、それ以前のことは資料が無いため、不明である。」と回答し、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立期間①において被保険者記録のある同僚3人に照会し、二人から回答を得たが、共に、「申立人を覚えていない。」と供述している。

また、申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における資

格取得日は、昭和 38 年 2 月 20 日と記録されており、B 社におけるオンライン記録と一致している。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険証番号は連番で付番され、欠番は無い。

加えて、申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月までの期間は、国民年金の納付済期間と記録されている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、D 社は商業登記簿謄本から、昭和 60 年 4 月*日に法人化されたことが確認でき、申立人は、事業主であったため、法人化前は、制度上、厚生年金保険に加入できない期間であった。

また、D 社から社会保険事務の委託を受けていた社会保険労務士事務所は、「D 社は、昭和 53 年 5 月 24 日に個人事業所として厚生年金保険の適用事業所となったが、申立人は、個人事業主であったため、厚生年金保険には加入させることができなかった。同社が 60 年 4 月 20 日に法人化されたのに伴い、同年 7 月 1 日に申立人を加入させた。」と供述している。

さらに、株式会社 E の現事業主は、「D 社が個人事業所であった時の昭和 53 年 5 月 24 日に常勤従業員が 5 人に達したため、厚生年金保険の適用事業所となったが、事業主は加入できないので、申立人は、加入しなかった。申立人が加入したのは、当社が 60 年 4 月 20 日に法人化された後の、同年 7 月 1 日からである。」旨の供述をしている。

加えて、申立期間②については、昭和 40 年 4 月から 52 年 6 月までの期間は、国民年金の納付済期間と記録されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月から同年 10 月 4 日まで

A 株式会社に勤務したのは昭和 31 年 6 月であるのに、厚生年金保険被保険者記録の資格取得日は同年 10 月 4 日となっているので、正しい資格取得日に訂正し、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の供述から、申立人が A 株式会社に勤務し、B 部門の C 担当であったことがうかがえる。

しかしながら、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が申立人の資格取得日に近接する同僚 35 人中照会可能な 12 人に照会し、回答のあった 6 人のうち二人は入社日と資格取得日が相違していると供述している。

また、当該事業所は昭和 32 年 3 月 20 日に適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本も見当たらないことから、事業主に照会することもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5249 (事案 3646 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 17 年 4 月 1 日まで
入社当時、A株式会社は既に資金繰りが悪化しているにもかかわらず入社を勧めた上、厚生年金保険の加入手続を行っておらず、給与から保険料も控除していなかったことを事業主自身が認めている。
しかし、本来、事業主は、従業員を厚生年金保険に加入させなければならぬのに加入手続を怠っていたことに納得がいかないため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主が「申立人を雇用していた。」と供述していることから、申立人は、A株式会社に勤務していたことはうかがえるが、i) 事業主は、申立人に関する厚生年金保険の資格取得等の届出を行ったか否かについては関係資料を処分したため不明とし、当時、会社は資金不足で申立人に給料を定期的に支払える状態ではなかったことから、申立人の給料から厚生年金保険料を控除していないとしていること、ii) 申立人は、申立期間を含む平成 13 年 1 月 16 日から 18 年 2 月 21 日まで国民健康保険の被保険者であることが確認できる上、14 年 12 月から 17 年 12 月まで 4 回にわたり国民年金保険料免除申請を行った記録が被保険者記録照会において確認できること、iii) 申立人が労働基準監督署に申請したとする未払賃金の立替払事業の確認通知書等において、16 年 3 月 1 日から同年 9 月 15 日までの期間について未払賃金の支払を受けたことが確認できるが、当該額は社会保険料等が控除される前の金額であることから、当該期間において厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づく 22 年 7 月 14 日付け年金記

録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入手続を行わず、給与から保険料の控除もしていなかったことに対して納得がいけないとして再申立てをしている。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険に関する申立てについては、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かなどを踏まえ、年金記録の訂正の要否を判断する機関であることから、事業主が申立人の厚生年金保険の加入手続を行わず、給与から保険料の控除もしていなかったことに対する申立てに関しては、当委員会では判断することはできない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年2月7日から同年3月1日まで
② 昭和24年6月1日から27年3月まで

昭和24年2月7日にA所に入所し、27年3月まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年3月1日、喪失日が同年6月1日とされ被保険者期間に違いがある。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和24年2月7日にA所へ入所し、厚生年金保険の被保険者となったと主張している。

しかしながら、A所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和23年4月1日以降に被保険者資格を取得した者全員が、1日付けの取得となっていることが確認できる上、申立人の同事業所における資格取得日である24年3月1日に被保険者資格を取得した者のうち、連絡先が判明した者全14人に入所日を問い合わせ、回答のあった7人のうちの二人の同僚が保存していた採用時の辞令により、それぞれの入所日が同年2月10日及び同年同月18日であることが確認できることから、同事業所では当時、毎月1日付けで前1か月間に採用した者を一括して被保険者資格の取得手続をしていたことがうかがえる。

また、申立人を記憶しているほかの同僚二人に、申立人のA所への入所日及び厚生年金保険料の控除について問い合わせたが、具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、A所を承継するB所及びC所は申立人の勤務状況に係る記録

は見当たらないと回答している上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、厚生年金保険の資格喪失日とされている昭和 24 年 6 月 1 日以降の 27 年 3 月まで A 所において継続して勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張している。

しかしながら、A 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同事業所は昭和 24 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿の欄外において、「A 所 24. 6. 2 付 D」との記載が確認できる。

また、B 所ホームページ掲載の「E 業務 45 年の軌跡」において、「A 所は、昭和 22 年 5 月 * 日 F 法により公法人として設置されたが、24 年 6 月 * 日 G 法により、同日より H 所とされた。」との記載が確認できることから、I 会に照会したところ、同会は、「申立人は、24 年 6 月 1 日から 27 年 2 月 15 日まで J 年金に加入し、退職一時金を受給している。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案5255（事案2709及び4232の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月21日から56年4月10日まで
② 昭和56年11月10日から57年10月10日まで
③ 昭和59年10月10日から平成5年9月10日まで

新たな証拠等はないが、申立期間①及び③について、当初及び前回の申立てについての判断に納得できない。

申立期間②は、A地にあったB社に勤務し、C業務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを思い出した。

申立期間①に勤務したD社及び申立期間③に勤務した株式会社Eのいずれも、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確かであり、全ての申立期間に記録が無いのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、B社に勤務しC業務をしていたと主張しているが、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、F局に照会するも「申立期間当時、G市に当該事業所に係るH業の許可申請は無い。」との回答であったため、I会及びG市内の同業者にも照会したが、J県内に類似の名称の事業所が2社確認されたものの、いずれも「申立期間②当時は事業を開始していない。C業務は受託しておらず、申立人も勤務していない。」との供述であった。

また、申立人は、B社の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務状況、保険料の控除について照会することができない上、申立期間②における申立人の雇用保険の記録も無い。なお、B社に係る商業登記簿謄本は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①については、申立人は、D社に勤務して厚生年金保険料を給与から控除されていたと申し立てているが、i) 雇用保険の被保険者記録は確認されず、商業登記簿謄本及びK会への照会においても該当事業所が確認できない上、申立人は事業主の名前及び同僚を記憶していないことから照会をすることができなかつたこと、ii) オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、同名又は類似の名称の事業所検索を行ったもののL区内所在の「D社」は確認されなかつたことから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できなかつたこと、申立期間③については、i) 事業主及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Eに勤務していたことが推認されるが、事業主は、「申立期間③当時、勤務者の中には厚生年金保険料を含む社会保険料を給与から控除されることにより手取額が少なくなることを嫌う例があつたことから、入社時に厚生年金保険被保険者資格の取得を任意に選択させていた。」旨を供述している上、同僚二人は、「当該事業所は、厚生年金保険の被保険者資格の取得は、任意加入であつた。」旨を供述していること、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に申立人の名前は確認されず、健康保険の整理番号にも欠番は無い上、社会保険事務所（当時）の記載に不自然さも見られないこと、iii) このほか、両申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月18日付け及び同年10月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初及び前回の年金記録の訂正は必要でないとする通知が納得できないとして申し立てているが、申立期間①及び③に係る申立てについて、申立人からは新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案5256（事案2709及び4232の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から56年4月まで
② 昭和56年9月から59年9月まで
③ 昭和59年10月10日から平成5年9月10日まで

新たな証拠等はないが、申立期間①及び③について、当初及び前回の申立てについての判断に納得できない。

申立期間②は、思い違いをしていた。有限会社Aに勤務して国民年金ではなく、厚生年金保険に加入していた。

全ての申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確かであり、被保険者記録が無いのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B社に勤務して厚生年金保険料を給与から控除されていた旨を申し立てているが、i) 雇用保険の被保険者記録は確認されず、商業登記簿謄本及びC会への照会においても該当事業所が確認できない上、申立人は事業主の名前及び同僚を記憶していないことから照会をすることができなかったこと、ii) オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、同名又は類似の名称の事業所検索をしたもののD区内所在の「B社」は確認されなかったことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できなかったこと、申立期間③については、i) 事業主及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの申立人が株式会社Eに勤務していたことが推認されるが、事業主は、「申立期間③当

時、勤務者の中には厚生年金保険料を含む社会保険料を給与から控除されることにより、手取額が少なくなることを嫌う例があったことから、入社時に厚生年金保険被保険者資格の取得を任意に選択させていた。」旨を供述していること、ii) 申立期間③に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認されず、健康保険の整理番号にも欠番は無く、社会保険事務所の記載に不自然さも見られないこと、及び申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができなかつたこと、iii) このほか、全申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月18日付け及び同年10月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記年金記録の訂正は必要でないとする通知が納得できないと申し立てている（申立期間②については、国民年金から厚生年金保険に変更して申立て）。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人から新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「申立期間②について、さらに思い違いをしていたことを思い出した。申立期間②は、有限会社Aに勤務しており、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである。」旨を申し立てているが、i) オンライン記録において、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないことから、同名又は類似の名称の事業所検索をしたもののF地内に記録は確認できない上、同社の事業主は、「申立人は、申立期間②に勤務していたが、事業所は設立当初から業績が悪く、厚生年金保険を含む社会保険の適用事業所の届出をしていない。」と供述しており、ii) 申立人は、同僚の名前を記憶していないことから同僚照会をすることができず、iii) このほか申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 25 日まで A 院で B 職として勤務していた。46 年 12 月に同院の家族と従業員と一緒に忘年会をしたことを覚えている。A 院での厚生年金保険の被保険者記録が 1 か月とは考え難い。調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に A 院勤務していた元同僚から、申立人について、「名前は不確かだが、顔は覚えている。私より上だったような気がする。昭和 46 年から 47 年くらいまでに入社し、私が退職した後も勤務していたようだ。」旨の供述が得られたことから、期間は特定できないが、申立人が申立期間当時に A 院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間当時の被保険者であることが確認できる元同僚 14 人に、当時の厚生年金保険料の控除等について照会したところ、複数の元同僚から「A 院では厚生年金保険の加入は本人の希望制だった。」「6 か月くらい厚生年金保険の加入はなかった。」との供述が得られたことを踏まえると、同院においては、全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、A 院は、昭和 50 年 3 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の従業員に係る賃金台帳等の資料は無く、当時の事業主は既に死亡している上、商業登記簿を調査するも、当該事業所は登記されていないことから、事業主から申立人の申立期間に係る保険料

控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料等を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録が無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 1 日から 50 年 5 月 21 日まで
昭和 47 年 12 月 1 日から 51 年 5 月 15 日までの間、事業主と二人でスタートさせた A 市所在の B 株式会社（現在は、株式会社 C）に継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、被保険者記録は 50 年 5 月 21 日に資格を取得したことになっており、申立期間の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の供述から、申立人が申立期間において、B 株式会社勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、B 株式会社は、昭和 50 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではないことが確認できる。

また、B 株式会社の当時の事業主は、「昭和 46 年に、D 市に本社のあった株式会社 E の F 営業所をオープンさせ、当初は、申立人と二人で営業活動を行った。その後、本社の社長と営業方針を巡りトラブルとなったことから、翌年の 47 年に独立し、似かよった名称の B 株式会社を設立し、引き続いて、申立人と二人で営業活動を行った。人事及び社会保険関係の書類は全て破棄しているため、申立人の入退社年月日及び厚生年金保険料の給与からの控除については確認できない。」と供述している。

さらに、株式会社 C では、「人事関係資料が保管されておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除などについては確認できない。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 11 月から 29 年 2 月 3 日まで
② 昭和 29 年 10 月 30 日から同年 11 月まで

昭和 28 年 11 月から 29 年 11 月までの間、A 社 B 部に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社から提出された辞令簿、命課簿及び保険料増減内訳書から、申立人が申立期間①において、当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所では、「昭和 29 年 2 月分の保険料増減内訳書において、申立人を含む 4 人が同年 2 月 3 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことは一般的に考えるならば、それ以前は事業所として厚生年金保険料を申立人の給与から控除していなかったと考えるのが自然である。」と供述している。

また、事業所が提出した「昭和 29 年 2 月分の保険料増減内訳書」の記録と厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) 及びオンライン記録とは合致していることが確認できる。

2 申立期間②について、A 社では、「保存されている辞令簿及び命課簿からは、申立人の退社日及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。」と供述している。

3 申立期間当時に被保険者記録のある同僚4人に照会し、回答のあった3人全員が申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については「不明。」と供述している。

また、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。